

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入のうえご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

教育委員会だより

今求められる判断力

未曾有の大震災から1年が過ぎました。誰もがさまざまな悩みや苦しみを抱えながら、復興に向けた動きが少しずつ進んでいます。

「釜石の奇跡」は幾度となく報道されていますが、率先して避難したのは中学校の生徒たちだったそうです。「ここも危ない」と即座に判断した中学生たちは、小学生の手を引き、介護施設のお年寄りにも手を貸して、さらに高台へ避難しました。その中学生の姿を見て、避難した人も多くいたとのことでした。

震災直後から防災に対する考え方が問われ、学校でも被災地の“その時”の対応から学び、万が一に備えた動きを検討しています。私たちに必要なことは、よりよい判断をするために日ごろから自分で考えて行動する力を身につけることではないでしょうか。

学校では今、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用するための思考力、判断力、表現力をはぐくむことが求められています。授業の中でも「どちらが正しいか理由を

つけて説明する」といった根拠を明らかにした判断を求める場面を意図的につくっています。「みんなが～だから」「なんとなく」といった理由は判断とはいえないのです。

では、家庭でできることはどんなことでしょうか。いざという時に的確な判断をするためには、日ごろから「もしも」の時を想定しておくことが必要です。例えば地震などの災害の報道があったとき、「あなただったらどうする?」と子どもに問いかけてみる。細かいことと言えば、朝の天気予報を見て「傘どうする」と自分で判断させてみる。ところが、私たちは子どもに対して、自己判断させる前に「～しなさい」と決めつけていることが多くあるのではないのでしょうか。子どもに判断させるべきでないこともありますが、子どもに判断力や自己責任の力を付けていくための私たち大人の関わり方を考えてみることも大切だと思います。

時には、子どもの判断に間違いもあるでしょう。なぜそう判断したのかを問い、誤りであれば教えていく。時間のない私たちの暮らしの中で震災を教訓として今求められていることの一つに、こうした小さいことの積み重ねもあるのではないのでしょうか。

